

2025.10.17

三井住友信託銀行
年金信託部

INDEX

【確定給付企業年金・厚生年金基金】

「給付設計の変更に伴う給付減額の判定」に係る通知の発出について

- 2025年10月15日に「給付設計の変更に伴う給付減額の判定」等に係る通知が発出されました。また、先般行われたパブリックコメント手続きの結果についても公示されていますので、併せてご案内いたします。
- 内容について、パブリックコメント制度に基づく意見募集時([2025年8月20日付 SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内)と比較して文言を修正している箇所がありますが、改正の趣旨が変更されているものではありません。

I. 改正の概要

(1) 給付設計の変更に伴う給付減額の判定について

一定の要件(※1)を満たす場合には、従来基準で減額と判定される(通常予測給付現価(厚生年金基金は給付現価、以下「給付現価」と記載)が減少する)場合であっても、労働組合(※2)の同意を取ることで、給付の減額として取り扱わないことができるよう改正が行われました。

また、新たな給付の選択肢を追加する場合であっても、給付減額の判定対象であることが留意事項として明確化されました。

(※1)以下の要件を全て満たすこと

- ① 加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更であること。
- ② 給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合があること。
- ③ 給付現価が減少する各加入者の給付の名目額(基礎率のうち予定利率を零として算出した給付現価をいう。)が増加すること。
- ④ 給付現価が減少する加入者に係る最低積立基準額が減少しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること。

(※2)本取扱いとは労使間の十分な話し合いを前提として認められるものであり、対象加入者の3分2以上で組織する労働組合がない場合には、従来と同様の減額同意が必要となる。

(次頁に続く)

(2) 規約の承認又は基金の設立認可等(規約変更を含む)の申請時期について

(確定給付企業年金のみ)

確定給付企業年金制度(DB制度)の新設や規約変更にかかる申請について、これまでは、適用日(＝規約変更日)の2ヶ月前までに行うこととされておりましたが、今般「適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられる」旨が追記されました。(※3)

(※3)パブリックコメントの結果にて示された「御意見等に対する考え方」では、協力を呼び掛ける趣旨とされておりますが(適用日の3ヶ月前までに申請することを義務づけるものではない)、令和6年12月のDC法令改正により、DB制度の変更が企業型DC制度や個人型DC制度(iDeCo)の掛金上限に影響することになったことや、申請対象となる規約変更の範囲が拡大したことなども踏まえ、可能範囲で、制度変更に係る検討時期や申請時期を前倒しされることを推奨いたします。

<ご参考:パブリックコメントに対する厚生労働省の考え方>

本改正は、適用日を4月又は10月とする規約について申請時期が集中する実態に鑑み、円滑な規約の施行のために協力を呼び掛ける趣旨のものです。

II. 参考資料

- 「確定給付企業年金制度について」の一部改正について

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20251017tsuuchi1.pdf>

- 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20251017tsuuchi2.pdf>

- 「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20251017tsuuchi3.pdf>

- 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集(パブリック・コメント)の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=495250146>

III. 改正の適用時期等

発出日:2025年10月15日

適用期日:発出日

<本件のご照会先>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。

[担当部署]三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号]03-5404-3066



年金ニュース
バックナンバー
(↑クリックで表示)

ペンションジャーナル
マーケットコラム等
(↑クリックで表示)

三井住友信託銀行
公式HP
(↑クリックで表示)